

令和2年度 (第2回)

国民健康保険事業の運営に 関する協議会会議録

福祉保健部保険年金課

令和2年度第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会

1 開催日時 令和3年2月18日(木) 午後3時

2 開催場所 市庁舎東館8階 802会議室

3 会議内容

協議事項

第1 富山市国民健康保険条例の一部改正(案)について

報告事項

第1 国民健康保険事業特別会計令和2年度決算見込及び
令和3年度当初予算(案)について

第2 令和3年度1人あたり事業費納付金、標準保険料率の
算定結果について

第3 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

第4 令和2年度保健事業、医療費適正化特別対策事業について

第5 令和3年度富山市国民健康保険事業計画(案)について

4 出席委員 12人

(1)被保険者代表(3人)

加藤 雅夫、城戸 雅美、中川 誠

(2)保険医又は保険薬剤師代表(4人)

土田 敏博、中道 勇、松本 三千夫、山本 葉子

(3)公益代表(3人)

江尻 裕亮、西村 まさ子、牧野 文三郎

(4)被用者保険等保険者代表(2人)

中澤 昭博、藤城 哲治

5 出席職員 9人

酒井部長、岸次長、高畠次長、鈴木課長、砂原主幹、林崎副主幹、
家森係長、矢郷係長、細川主査

6 会議内容

司 会 予定のお時間になりましたので、ただ今から、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、福祉保健部長 酒井 敏行がご挨拶を申し上げます。

福祉保健部長 皆様、ご苦勞様でございます。

本日は、第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催をお願いしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、また、2月としては最大級の寒波の中、そしてお寒い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から本市の国民健康保険事業につきまして、格別のご理解をいただいておりますことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本年度は昨年の春から新型コロナウイルス感染症の影響で市の各種会議やイベント等もその多くが中止となり、皆様方の普段の生活もこれまでとは一変したことと思います。この本会議も第1回目につきましては資料をお送りする形での会議とさせていただきました。何分こうした多方面の皆様方にお集まりいただく委員会ですので、リモートというものも難しいということをご理解いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に関しましては年が明けてしばらくは第3波が県内では猛威を振るいましたが、2月に入りまして富山市の中では少し落ちついてきたところでございますが、まだまだ予断を許さない状況には変わりございません。この後、4月以降に向けて市では、新型コロナウイルスワクチン接種に関する準備を今、進めているところでございます。

本日はまず最初に、8年ぶりとなる国民健康保険料の改定についての条例改正（案）について、当協議会に諮問させていただきましたことについてご審議いただきます。その後、国民健康保険事業特別会計の令和2年度決算見込及び令和3年度予算（案）や特定健康診査の実施状況等につきましてご報告申し上げますこととしております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれご専門のお立場から忌憚のないご意見等を賜りたく、よろしく願いいたしまして、会議の冒頭にあたってのご挨拶といたします。今日は、よろしく願いいたします。

司 会 それでは、ここで、新たに委員になられました方をご紹介します。

保険薬剤師代表の林委員様が退任されましたことに伴い、委員となられました山本 葉子様です。

委 員 市薬剤師会の山本です。よろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。
山本委員様の任期は皆様方と同じく令和4年5月9日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、議事に入ります前に、出席委員数のご報告をいたします。
委員定数14人中、出席が12人、欠席が2人ですので、富山市国民健康保険規則第4条第2項の規定により、本日の会議は成立しております。
なお、欠席の委員は公益代表の館川委員様と被保険者代表の高柳委員様です。

司 会 それでは、本日の議事に入ります。
規則第4条第1項の規定により、会長が議長となるとなっておりますので、江尻会長様、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議 長 江尻でございます。コロナ禍ということで、それぞれの会議に支障をきたしております。この協議会も1年ぶりの開催となります。委員の皆様方には足元のお悪い中、ご出席を賜りましてありがとうございます。
先程、部長の方からお話がありまして、本日は協議事項第1 富山市国民健康保険条例の一部改正（案）につきましては諮問していただいた後、採決という運びとなると思います。報告事項第1から第5項まであります。少し議事内容が多いようですので、委員の皆様方には議事進行にご協力をいただきますとともに当局のご説明もできるだけ要点をまとめてご説明していただけるようお願いいたします。

議 長 まず、議事に入ります前に規則第5条第2項の規定によりまして、会議録署名委員1人、指名させていただきます。
被保険者代表 中川委員様にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります。
まず始めに、去る1月19日、「富山市国民健康保険条例の一部改正（案）について」市長より当協議会に対して、諮問をいただいております。
このことについて協議を行いたいと思います。皆様方には事前に諮問書の写しを送付いたしておりますが、事務局から諮問内容について改めて説明をお願いします。

事務局
(保険年金課長) 保険年金課長の鈴木です。
お手元の冊子資料の2ページ、3ページをお願いします。
今回、諮問させていただいたのは、協議事項第1 富山市国民健康保険条例の一部改正（案）の（1）国民健康保険料率の見直しについてご意見をいただくものであります。その他、協議事項第1には、国民健康保険法施行令などの改正に伴う条例改正もあります。

それでは、はじめに保険料率の改正について説明をしますので、事前に送付しました諮問書の写しの後ろにある資料をお願いします。

①直近の保険料率の改正状況であります。市町村合併に伴い、暫定的に不均一賦課を行っていました保険料を平成 20 年に統一しています。その後、赤字決算が続いたことから、平成 23 年と平成 25 年に保険料の引き上げを行い、現在に至っております。

②国民健康保険事業の特別会計の収支状況と基金残高の推移です。平成 25 年から保険料率を引き上げて以降、収支状況は黒字であり、毎年基金を積み立てています。令和元年度は、平成 29 年度に交付された前期高齢者交付金の返還に伴い、約 3 億 6 千万円の赤字となり、基金を繰り入れています。令和 2 年度の収支については約 3 億円の黒字見込みであり、基金残高は約 40 億円となる見込みであります。

③保険料率の改正案です。一番左欄が現在の保険料率で、今回提案させていただくのが真ん中の欄になります。国民健康保険料は、記載のとおり、医療分、後期高齢者支援金分、介護分となっており、それぞれの内訳として所得割、1 人あたりの金額を示す均等割、1 世帯あたりの金額を示す平等割があり、それぞれの料率を記載のとおり改正するものです。また、一番右の欄は、県が示す富山市の標準保険料率で、県へ納める納付金に必要な保険料率を示しています。今回の改正は、先ほど申し上げた基金を活用して標準保険料率に近づけ、かつ低所得者層にも配慮し、平成 23 年、24 年度と同水準とするものであります。合計の欄で、1 人あたりの保険料は 6,300 円余りの値下げ、率にして 6.5% の値下げとなります。この後、令和 3 年度の予算案についても説明をさせていただきますが、この保険料率の値下げにより全体で約 4 億円、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少などで、合計で 6 億 4 千万円余りの減収を見込んでいます。

続きまして、参考として中核市及び県内市町村での比較です。この金額の算定時点が異なりますので、金額が違いますがご了承ください。中核市では、現在 20 位ですが、今回の値下げにより 35 位ぐらいになると予想しています。また、県内市町村では、現在 6 位ですが、12 位になるのではと予想しています。保険料率の説明は以上であります。

続いて、冊子の資料の 2 ページをお願いします。中ほどから下にある、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う条例改正です。

①所得割額の算定方法につきまして、低所得未利用土地等を譲渡した場合に長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴う算定方法の改正です。

②基礎控除額が 33 万円から 43 万円に引き上げられることに伴う、軽減判定所得の算定方法の改正です。

資料 3 ページをお願いします。その他の改正として、

①被保険者とならない者の規定の根拠となる国からの通知の廃止に伴う項目削除

②6月に条例改正した、傷病手当金の支給対象となる根拠規定の見直し
これらの条例改正については、3月議会に条例案件として上程する予定であります。

説明は以上です。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

委員 保険料が安くなるのはありがたいことだが、諮問書のところに安くなる理由として今後も黒字状況が続き、残高が増加するとなっておりますが、この基金はいつ、どのくらいまで積みば良いのかという基準があるのですか。例えば基金というのは、減らすのではなく増やすのが普通じゃないかと思うのですが、あえてここで減らすというのは、どうなのかなと思います。過去の収支状況を見てますと多い時、少ない時、またこれからいつも黒字となるとは限らないということもありますけれど、そういう場合の対応がちゃんとできるのか。そういうことであれば、もっと安くしていただければありがたいので、お考えをお聞かせください。

事務局 (保険料課) 基金の適正額というものは、特に法律上で示されているものはございませんが、一般的にいろいろな資料を見ますとだいたい給付費の5%分と書かれております。

富山市の場合、年間で給付費が240億円となっておりますので、だいたい5%となると12億円程度と思います。その他、協会けんぽさんと給付費の1ヶ月分程だという資料も見ることがございますが、そうすると富山市の場合は20億円になります。ですから12億から20億の数字が適正金額だと思っております。

今後は黒字状況が見込まれますが、平成30年度から県単位化に伴いまして、以前よりかなり国からの交付金が拡大されております。以前にもご説明させていただいております保険者努力支援制度というものがございまして、保険者がいろんな数値をクリアするとお金がいただけるという状況でございます。そういった所にも力を入れますと交付金もいただけることもございまして、今回このままいくと黒字状況が続きますので、皆様に還元したいと考えているということです。

議長 他にご質問、ご意見等ありませんか。

委員 今回、改正を踏まえて今後の収支見込はどうなるのか。多分、この後、ご説明になる4ページ、5ページの決算予算(案)だと思うのですが、それでよろしいですか。

事務局 (保険年金課長) 4ページ、5ページに令和3年度の予算(案)ということで掲示させていただいております。先にご説明しますが、4ページ歳入 款5項2基金繰入金で4億3,900万円余りの基金を取り崩します。

議長 他にご質問、ご意見等ありませんか。

委員 今回、一部改正で保険料率を下げるという理由の一つにこれまで黒字状況が続いて基金残高が増加し、今のところ安定した運営状況がある中で、保険料は下げますよ。でも、基金からはお金を繰り入れますよ。という、そもそも保険料を下げる必要があるのか。基金を繰り入れないような料率を改正する話になれば納得できるのですが、基金から繰り入れしないと賄えないような保険料を下げるというのはどうなのかなと疑問があります。

事務局 (保険年金課長) この後、具体的なスケジュールは示されておりませんが、富山県全域での国民健康保険ということで、運営主体が県に変わっております。

この後、県の保険料率を統一するというお話がございまして、10年後なのか、7・8年後なのかわかりませんが、最終的にずっと基金を仮に40億円7・8年持ち続けているとしたら、40億円の取扱いというものをどうするのか。統一した時に県にそのまま40億円納めれば良いのか。それはちょっと話が違うのではないかとということもあり、それを見据えまして、今の中に基金を繰り入れまして、富山市の被保険者の方に少しでも還元したいということです。保険料率がいつ統一するのか具体的に示されてはおりませんので、基金が不足すると言いますか繰り入れる分がなく、赤字になりますという時には保険料率を上げるという選択肢は当然ございます。今のところは基金がありますので保険料率を下げたいと考えているところです。

議長 他にご質問、ご意見等ありませんか。

委員 結局、県の方で最終的に統一ということで、富山市の分は金額を示していただいたのですが、他の市町村でも同じように長期的に見据えて考えておられ、他の市町村も同じように基金がどのくらいあるのかわかりませんが、各市町村で保険料の見直しを県下一斉に入っているのですか。

事務局 (保険年金課長) 市町村いろいろ事情がございまして、基本的には来年度改正するとしている所は聞いておりませんので、今年度と同じ保険料率で進めていくということですので。どこの市町村でも基金というものを持っておられます。恐らく、統一がいつになるかはっきりしたことがわかれば、それに向けて各市町村さんも動き出すのではないかなと思いますが、今のところ、来年度改正するという事は聞いておりません。

議長 他によろしいでしょうか。
よろしいようでしたら、諮問内容及び協議事項第1について、これより採決
いたしたいと思います。
去る1月19日、市長から諮問のあった富山市国民健康保険条例の一部改正
について、原案どおり了承することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手)

議長 ありがとうございます。ご出席委員の皆様全員が賛成ということになりま
した。それでは、諮問に対する答申書を作成する必要がありますので、ここで
暫時休憩といたしたいと思います。なお、15時25分頃を目途に再開いたし
たいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、再開いたします。せん越ではありますが、答申書を作成しまし
たので、お手元に配布しております。皆様方のご意見を伺いたいと思います。
事務局より答申(案)の読み上げをお願いいたします。

司会 答申書(案)を読み上げます。
令和3年1月19日付け保年第301号で諮問のありました富山市国民健康
保険条例の一部改正について、当協議会で慎重審議の結果、次のとおり答申し
ます。

記

富山市国民健康保険条例の一部改正については、諮問のとおり改正すること
を了承します。

なお、今回の改正にあたり当協議会として次のとおり、富山市国民健康保険
事業の健全運営・安定のため、今後一層の努力を図られるよう要望します。

- 1 現在、国民健康保険事業基金残高が約36億円となっており、今後も黒字状
況が続き基金残高が増加すると見込まれることから、県単位化に伴う将来的な
保険料水準の統一までの間、保険料率引き下げに伴う保険料の減収分を基金の
繰入等で補填し、収支の均衡を図ること。
- 2 保険料率の改定について、被保険者への周知等に万全を期されること。
- 3 被保険者の負担の公平化を図るため、口座振替の一層の推進等、収納率向上
対策の強化に取り組まれること。
- 4 被保険者の健康増進、疾病予防が重要であることから、特定健診・保健指導
の受診率・受講率の向上や、人間ドック等の保健事業について充実を図るとと
もに、ジェネリック医薬品の普及啓発に努め、医療費適正化に向けた事業の強
化に取り組まれること。

以上でございます。

議 長 今ほど、答申（案）を読み上げていただいたわけですが、いかがでしょうか。ご異議がなければ拍手をもってご承認ください。

委 員 （拍 手）

議 長 異議なしということで、この案文で答申書を作成のうえ、市長へ提出することといたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。
報告事項第1「国民健康保険事業特別会計令和2年度決算見込及び令和3年度当初予算（案）について」を事務局から説明願います。

事務局 管理系の砂原です。
報告事項第1「富山市国民健康保険事業特別会計令和2年度決算見込及び令和3年度当初予算（案）について」説明いたします。

4ページ、5ページをご覧ください。

説明に先立ちまして、資料には記載してはおりませんが、富山市の国民健康保険の加入者の状況についてですが、前年度に引き続き、加入者の75歳到達による後期高齢者医療制度への移行により、被保険者数は年々減少しております。今年度、令和2年度の年間平均被保険者数は71,102人、前年度比2.1%、約1,500人の減と見込んでおります。

また、来年度、令和3年度も引き続き減少傾向は続きまして、年間平均被保険者数を68,555人、前年度比3.6%、約2,500人の減と見込んでおります。

それでは令和2年度の決算見込について説明いたします。

4ページ、5ページともに赤色で囲っている部分をご覧ください。

まず、5ページの赤枠の下2つ目の「実質単年度収支」をご覧ください。

令和2年度の実質収支は、3億8千7百万円余りの黒字を見込んでおります。

黒字の要因としましては、4点ありまして、1点目として、4ページの款1国民健康保険料について、赤枠のところ、決算見込が68億7千万円余りとなり、収納率の向上から当初予算比、約1億7千3百万円余りの増収見込みであることが挙げられます。

2点目として、歳入の款2国庫支出金が6千2百万円余り当初予算より増額となる見込みであることが挙げられます。

この歳入の増加要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者に対する令和2年度分の保険料の減免を行った場合、その6/10が補助金として国から交付されることから今回増額となったものであります。

3点目として、歳入の款3県支出金の中の節2保険給付費等交付金（特別交付金）2億4千万円余り増のうち、都道府県繰入金が1億8千万円余り増額と

なつたことが挙げられます。

これは、国民健康保険料の収納率向上対策事業や医療費適正化対策事業、特定健康診査・保健指導の推進等保険者の取り組みに対して、県知事が定める基準に基づき交付されるものであります。

4点目として、歳出の款4保健事業費の項1特定健康診査等事業費と項2保健事業費について、新型コロナウイルス感染症の影響により特定健康診査、特定保健指導及び人間ドック、脳ドックの受診率が低かつたことから、健診等実施機関への支出が減となり、歳出予算が減少したことが挙げられます。

令和2年度決算見込みについては以上となります。

次に令和3年度の当初予算案についてご説明いたします。

緑の枠になります。

それぞれの緑の枠の一番下、歳入合計、歳出合計をご覧ください。

予算総額として、333億5千6百万円余り、前年度当初予算比99.3%、2億4千万円余りの減となっております。

歳出が減少する要因としまして、1点目は、5ページの款3事業費納付金をご覧ください。

県が試算した数値となりますが、令和3年度の納付金の額は、85億7千万円余りとなっており、令和2年度と比べ2.4%の減、約2億7百万円余りの減となっております。

減少する主な理由としましては、被保険者数の減少に伴い、納付金の計算の基礎となる保険給付費自体が減少しているためであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の受診控えなどが保険給付費の減少につながっているものと考えられます。

歳入につきましては、4ページ款1国民健康保険料収入が、当初予算比6億4千万円余りの減収を見込んでおります。

これは、令和3年度の国民健康保険料率の改定により、保険料率を引き下げることや新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入減によるものであります。

なお、保険料収入の減収分につきましては、款5繰入金の項2基金繰入金からの繰入等によって補填することとしております。

令和3年度の当初予算案については以上となりますが、この令和3年度予算案につきましては、報道解禁前に見ていただいておりますので、発表までは、その取り扱いに注意していただきますようお願いいたします。

以上で報告事項第1の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

委員 コロナによる受診控えということで、科によって違いますが、小児科・耳鼻科・眼科はかなりの減収があるかと思いますが、ポイント的にはわずかです

が、この見込みというのは、何月くらいまでの値を出されていますか。数字の信用性と言いますか、もう少し少ないかなど。歳入の保険料の減収と受診控えによる保険給付費の減収とはこれくらいなのですか。

昨年の4月、5月あたりは医療費も相当下がっており、科によっては3割くらい下がって、夏場にコロナの感染症が少ない状況でまた、元に戻しながら、暮れに入って若干治験者が増えたことによる受診控えなどそのあたりの気がするのですがいかがですか。

事務局 (保険年金課長) 医療給付費ですが、今こちらで把握できるのが12月診療分まででございますが、昨年同時期の比較で、だいたい91%くらいです。約1割程の減です。予算の給付費は全額県から補助金としてきまして、いわゆる横流ししているだけで、給付費が減れば補助金が減ることになり、予算上の数字は全体的には下がるのですが、右と左は一緒ということです。

議長 他にご質問、ご意見等ありませんか。

委員 歳出の中には後期高齢者支援金とか介護納付金があると思うのですが、それは款3の事業費納付金の中に含まれているのでよろしいですか。

事務局 (主幹) はい、委員さんのおっしゃられるとおり、款3の保険給付費等事業費納付金に含まれています。

委員 もし可能であれば後期高齢者支援金とか介護納付金は年々増えている状況にあると思いますのでその増減とかがわかるような形で示していただければありがたいです。

事務局 (保険年金課長) はい、承知しました。後期高齢者支援金や介護納付金は今後、作成したいと考えております。

議長 他にご意見等無いようですので、次に、報告事項第2「令和3年度1人あたり事業費納付金、標準保険料率の算定結果について」を事務局からご説明をお願いします。

事務局 (保険年金課長) 資料の6ページをお願いします。
報告事項第2「令和3年度1人あたりの事業費納付金、標準保険料率の算定結果について」説明します。

1人あたり事業費納付金ですが、まず事業費納付金というものは、県全体の保険給付費に充てるための保険料収納必要総額のことを言い、県においては、市町村が負担すべき事業費納付金を医療費水準や所得水準で按分し、市町村が県に納付するものであります。

算出された1人あたりの事業費納付金は、平成28年度を基準年として、1人あたりの納付金額の伸び率が大きいところに、県の方が優先的に激変緩和措置を実施し、市町村ごとの金額を決定しております。

こちらの表には本市と富山県全体の状況を示しています。平成28年度からの伸び率は富山市は4.2%となっています。

次に、2番目、標準保険料率ですが、今ほど説明した事業費納付金を納付するために必要な保険料率のことを標準保険料率と言いますが、太い線で囲った部分が県から示された率と金額になります。

3番目、今後の方針ですが、先ほど、令和3年度から保険料率の改正にご賛同をいただいたことから、県内で保険料が統一されるまでの間、基金を繰り入れるなど、収支均衡を図ります。

説明は、以上です。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

議長 ご意見等無いようですので、次に、報告事項第3「特定健康診査・特定保健指導の実施状況について」を事務局から報告願います。

事務局 (給付係長) 7ページの報告事項第3「特定健康診査・特定保健指導の実施状況について」をお願いします。

「1 法定報告の経年比較」です。国の方から昨年11月に令和元年度の法定報告値が通知されました。

グラフ下の米印注釈のとおり、法定報告の対象者につきましては、「1年間継続して加入した方のみ」とされており、年度途中に加入、脱退した方は除かれます。

特定健診は、対象者数が52,970人で、うち16,877人が受診されました。受診率は31.9%で、30年度と比べて、0.1ポイント減でした。

特定保健指導は、対象者数が1,780人で、うち301人が終了されました。実施率は16.9%で、30年度と比べて、0.4ポイント減でした。

続きまして、「2 12月末時点の速報値」です。

速報値の対象者は、先程の法定報告値と異なっておりまして、「1年間継続して加入した方」と「年度途中に加入、脱退した方」の合計となっておりますので、参考としてお話しします。

令和2年度は、特定健診の対象者数は57,235人で、うち13,082人が受診されました。受診率は22.9%で、前年度同時期と比べて、4.5ポイント減となっております。

特定保健指導は今年の秋まで実施予定でして、対象者数が1,336人で、うち18人が終了されました。実施率は1.3%で、前年度同時期と比べて、0.3ポイント減となっております。

次に、8ページをお願いします。「3 令和2年度 特定健診の実施状況」です。

今年度は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたため、市医師会さまと協議した結果、例年より1か月遅れの6月15日から開始し、12月28日まで実施しました。

例年実施しておりました休日集団健診につきましては、健診会場で密になることが想定されましたので中止しました。被保険者の皆様へは、市内に200か所ある指定医療機関での受診をお願いしました。

次に、「4 受診率向上対策」についてです。

県内の医療保険者で構成する富山県保険者協議会におきまして、8月から10月の土曜、日曜に、県内の新聞朝刊3紙で、特定健診と特定保健指導の記事を掲載し、PRしました。

説明は以上です。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

議長 ご意見等無いようですので、次に、報告事項第4「令和2年度保健事業、医療費適正化特別対策事業について」を事務局から報告願います。

事務局 (給村係長) 9ページの「報告事項第4 令和2年度 保健事業、医療費適正化特別対策事業について」の「1 糖尿病性腎症重症化予防に係る医療連携推進事業について」をお願いします。

まず、事業の説明ですが、本市では、平成30年度から富山県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、糖尿病未治療者及び治療中断者のうち、糖尿病性腎症の可能性の高い方を医療に結びつけるため、医療機関での受診を勧奨するとともに、治療中の方に対しては、糖尿病性腎症の進行を予防し、腎不全や人工透析への移行を防止するため、かかりつけ医からの依頼により、保健福祉センターの保健師や栄養士が保健指導を実施しております。

令和元年度からは、現場の保健師、栄養士のスキルアップと保健指導のアドバイスをいただくため、富山市民病院の糖尿病と腎臓病の専門医に協力をいただきながら、自主勉強会を実施しております。

元年度は6回、2年度は4回実施しましたが、昨年度の勉強会におきまして、市民病院の先生から、「かかりつけ医と専門医との医療連携が必要である。」とのお話があったことから、糖尿病性腎症重症化予防に係る医療連携推進事業としまして、今年度は市医師会に業務委託しております。これには市医師会理事である土田委員さまに多大なるご協力を頂いておりまして、明日2月19日に市医師会館におきまして、市民病院の先生方による講演会や、事例報告、かかりつけ医と専門医の先生方の意見交換が開催されることとなっております。

続きまして、「2 重複多剤服薬対策ポスター」についてです。

保険者努力支援制度の評価指標に、「地域の医療関係団体と連携した重複・多剤投与対策の令和2年度の実施状況」という項目が設けられまして、本市では、富山市薬剤師会さまと連携して、資料に記載しております「薬のお片付け」というタイトルのポスターを作成しました。内容につきましては、市薬剤師会 林会長さまにアイデアを頂き、また、今年度、本市では、「ハローキティ」をシティプロモーションに活用できる契約を株式会社 サンリオと締結していることから、サンリオに看護師さんバージョンのキティちゃんをデザインして頂きました。このポスターは、市薬剤師会に加入する約200か所の調剤薬局などに掲示して頂き、また、市ホームページにも掲載し、周知に努めているところであります。

今後も、市医師会さま、並びに市薬剤師会さまのご協力をいただきながら、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

議 長 　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ご意見等無いようですので、次に、報告事項第5「令和3年度富山市国民健康保険事業計画（案）について」を事務局から説明願います。

事務局（主幹） 　報告事項第5「令和3年度富山市国民健康保険事業計画について」ご説明させていただきます。10ページをご覧ください。

令和3年度の方針として、11ページ中ほどまでに、重点項目を5つ挙げております。

現在、国民健康保険は、都道府県単位で運営されておりますが、県と共に、安定した国保事業とするため、市としては、収納体制の強化、口座振替の促進により保険料の収納率向上に努めることや、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の普及啓発などによる医療費適正化対策、また生活習慣病の該当者を減少させるため、特定健康診査などの受診率の向上、疾病の予防や早期発見による重症化予防のための保健事業を推進し、県と連携し財政の健全化を図ってまいります。

11ページ下段の「第2 事業計画」をご覧ください。

1の国保財政の健全性の維持と財政基盤の強化でございますが、各取組みが、国が押し進める保険者努力支援制度に直結するため、交付金の獲得、歳入の確保につながるよう努めてまいります。

2の保険料の収納率向上の推進につきましては、例年通りですが、12ページ（2）の「口座振替の促進」では、令和元年度末で67.1%と中核市60市中では、高い水準を維持しており、今後もさらなる推進と増加傾向にあるコンビニ収納を継続実施いたします。

さらに、令和3年度からスマートフォン決済アプリによる保険料の納付を開始し、被保険者に対する利便性の向上と納付機会の拡大を図ってまいります。

13ページの3 医療費適正化の推進につきましても例年通りですが、(2)のジェネリック医薬品の使用推進では、被保険者へのジェネリック医薬品の差額通知を発送し薬剤の伸びの抑制につなげるとともに、市ホームページや市の出前講座等でのジェネリック医薬品の安全性等をPRし、普及啓発に努めてまいります。

(3)の重複・多剤服薬対策の推進では、県厚生企画課、市薬剤師会と連携し、ポスター、市ホームページ等の媒体を活用して重複・多剤服薬防止のための広報活動を推進してまいります。

飛びまして14ページの4の「特定健康診査・特定保健指導の推進」につきましては、新型コロナウイルスの影響もありますが、今のところ記載のとおり受診率の向上を目指してまいります。

5 保健事業の推進につきましては、糖尿病性腎症重症化予防事業、一日人間ドック・脳ドックを引き続き実施します。

6 その他といたしまして、(2)の事務の効率化についてですが、現在、都道府県単位化に伴いまして、県内国保事務の統一化作業が行われており、8月からは被保険者証と高齢受給者証が一体となった被保険者証兼高齢受給者証を交付し、被保険者の利便性の向上を図ってまいります。

また本年3月から、マイナンバーカードを利用した医療機関での資格確認のシステムが導入されます。これにより、被保険者の資格喪失後受診の減少などが予想され、事務の効率化が期待されております。

事業計画については以上となります。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
よろしいでしょうか。

議長 報告事項第1から5につきまして、今一度、ご意見等よろしいでしょうか。
それでは、本日の議事につきましては、すべて終了したということになります。

いよいよコロナのワクチン接種が始まりました。聞くところによると65歳以上は令和3年度末までのお生まれの方と伺っております。64歳の方も令和3年度中に誕生日を迎えられる方は接種になります。1日も早く治験接種によりまして、コロナ以前の日々が戻ってくることを望みます。本日は皆様方には熱心にご審議賜りましたこととお礼申し上げまして、議長を退任します。本日は、ありがとうございました。

司会 江尻会長さん、どうもありがとうございました。
これもちまして、本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。
委員の皆様、ありがとうございました。

令和 3年 2月 18日

国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長

署名委員